

## 5 食の安全と消費者の信頼の確保

安全な食料の安定供給や国民の健康保護には、有害化学物質・微生物等を含む食品による健康被害を未然に防止するための「食品の安全」を確保する取組のほか、動植物検疫、栄養や食事習慣に関する施策等まで含めた「食の安全」を確保する取組が重要である。これに加えて、食品表示の適正化等消費者の信頼を確保するための取組を実施することにより、消費者にとって安心できる食生活実現につながっていくこととなる。

### (1) 食の安全の確保

#### ア 東北におけるGAPの取組状況

平成19年12月現在、GAP導入済みの産地は83産地

GAP（農業生産工程管理）は、農産物の安全確保のみならず、環境保全、農産物の品質の向上、労働安全の確保等に有効な手法であり、我が国の多くの産地・農業者が取り入れ、自らの営農・生産条件や実力に応じて取り組むことが、安全な農産物の安定的な供給、環境保全、農業経営の改善・効率化の実現につながる事となる。農林水産省では、23年度までに全国のおおむね全ての主要な産地（2,000産地）でGAPに取り組むことを目標に、普及推進を図っている。

東北農政局では、管内各県、農業団体等を対象にした説明会や、水田経営所得安定対策加入申請時等に農業者にパンフレット等を配布するなど普及推進に取り組んできた。

また、輸出を目的として外国の基準に適合するようなGAPなど高度なGAPの取組を目指す産地・農業者を対象に「高度なGAP手法に関する意見交換会」を民間団体と連携して開催した。

さらに、生産現場で農業者の取組に対する消費者・食品事業者の理解と支援が不可欠であることから、「安全な農産物を食卓へ（GAP手法に関する意見交換会）」を開催し、GAPについて理解の浸透を図った。

19年12月現在、管内のGAP導入済みの産地は、83産地、導入を検討している産地は82産地となっている（表I-11、図I-11）。

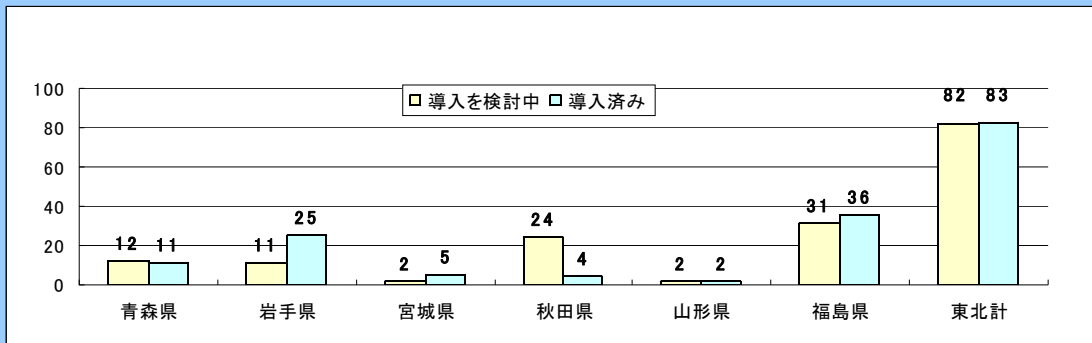
今後、産地へのGAP導入の一層の促進を図るため、20年2月に管内各県、農業団体等の参画を得て、「東北GAP手法導入・推進協議会」を設立し、推進体制の強化を図ったところである。

# I 食料自給率の向上と食料の安定供給

表 I-11

## 県別の取組状況

(単位：産地数)

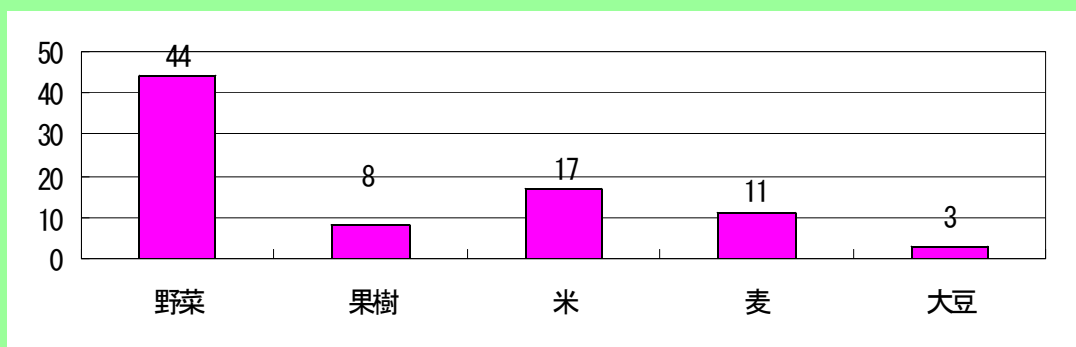


資料：東北農政局農産課調べ（19年12月31日現在）。

図 I-11

## 作物別導入状況

(単位：産地数)



資料：東北農政局農産課調べ（19年12月31日現在）。

## <事例>

### 稲作生産者2名がユーレップGAPの認証を取得 [宮城県・角田市]

J Aみやぎ仙南水稻部会の会員は常に「買ってもらえる米づくり」を念頭に置き栽培に取り組んでおり、BSE（牛海綿状脳症）や食品偽装問題等が報じられ、食の安全・安心への関心が高まってきているなか、取引先からGAPを導入してほしいとの要望が以前から出されていた。

このような状況で部会のメンバーである只野茂氏と小野良雄氏が日本で2人目、3人目のユーレップGAPの認証を受けた。両氏とも15年来、水稻栽培に関する作業日誌の記帳を行っており、生産工程におけるリスク軽減に努めてきた。自分たちの生産工程基準が世界における基準と照らし合わせた場合にどのような状況であるのかを明確にし、このことが消費者に対して食への不審を払拭させ、食の安全・安心や「買ってもらえる米づくり」につながっていけばと考えている。



ユーレップGAPの認証（英語版）

## イ 農薬の適正使用

**ポジティブリストが施行された平成18年5月29日以降、ドリフトによる基準値超過は無い**

18年5月29日に「食品中に残留する農薬、飼料添加物及び動物用医薬品(農薬等)について一定の量を超えて農薬等が残留する食品の販売等を原則禁止する制度」(ポジティブリスト制度)が施行された。

施行後、生産現場で混乱が生じないように、関係団体と協力し、対策について現場への指導、説明会及び相談窓口の設置等を実施している。19年度においても、引き続き農薬のラベル記載事項の確認等農薬使用基準の遵守、使用農薬の記帳及びドリフト<sup>\*1</sup>低減対策等の指導を行った。管内においては、制度施行後のドリフトによる基準値超過は発生していない。

また、登録のある農薬が少なく、使用可能な農薬が限定されている地域特産農作物(以下「マイナー作物」という。)の生産にかかる農薬の農林水産大臣の承認による使用の経過措置については、17年3月末日をもって大臣承認を取り消す一方、緊急性・必要性が高いマイナー作物の生産にかかる農薬で、気象要因等により登録に必要なデータ作成ができなかったものなどについては経過措置を延長する方針が示され、全国で2,963件、管内では337件について延長されたが、18年7月末日をもって経過措置を終了した。

このため経過措置終了後の対応については、生産者団体、農薬製造者、行政等による「マイナー作物等農薬登録推進協議会」を設置し、19年度においても引き続きマイナー作物等に対する農薬登録を推進している(20年3月末日現在、全国241件、東北17件が未登録)。

\*1 ドリフト：農薬の飛散

## ウ 食品安全性向上の取組

### HACCP手法の導入促進

農林水産省では、食品の安全性の確保や品質管理の徹底に対する消費者からの要請の高まりに応え、中小食品事業所でのHACCP<sup>\*1</sup>手法の導入を促進するために「食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法」(HACCP手法支援法)に基づき、長期低利融資と税制上の特別償却等の支援<sup>\*2</sup>を講じている(表I-12)。

また、中小食品事業所においてHACCP手法を導入するうえで重要な課題になっている、HACCP手法を推進するための人材の養成を目的とした研修事業を実施している。

表I-12

HACCP手法支援法に基づく高度化計画の認定状況(平成19年12月31日現在)

	食肉製品	容器包装詰常温流通食品	炊飯製品	水産加工品	醤油製品	冷凍食品	惣菜	弁当	生めん類	その他(12品目)	合計
東北	2	1	6	2	1	2	4	1	1	0	20
全国	20	12	61	22	10	11	42	19	5	57	259

資料：農林水産省総合食料局食品産業企画課調べ。

## <コラム>

### 高病原性鳥インフルエンザへの対応

平成16年1月に山口県で我が国では79年振りとなる高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されたことを受け、管内において発生が確認された場合に備え、東北農政局内はもとより関係機関との連絡体制をただちに再確認するとともに、17年4月に「東北農政局高病原性鳥インフルエンザ対策マニュアル」を策定した。

その後も19年1月に宮崎県及び岡山県において発生するなど、国内での発生が続いたことから、19年11月21日、同マニュアルに沿った、模擬による防疫対応等の机上演習を行い管理体制の強化を図った。

なお、管内で発生した場合の防疫作業支援要員として東北農政局派遣人員の登録の更新を行い、19年10月1日現在1,773名が登録されている。

\*1 食品の安全性を高度に保証する衛生管理の手法の一つで、食品製造にかかる全行程において、危険防止等につながるポイントをリアルタイムで監視・記録することを通じて、安全で高品質な製品の提供を図ろうとするシステムである。1990年代に米国で宇宙食の安全性を確保するために開発された食品の衛生管理手法。Hazard Analysis(危害分析)、Critical Control Point(重要管理点)の頭文字を取った略称で、「ハサップ」または「ハセップ」と呼ばれている。

\*2 食品製造業者がHACCP法による融資面、税制面の支援を受けるためには、事業者団体(指定認定機関)が作成している「高度化基準」に沿った「高度化計画」の作成を行い、認定を受ける必要がある。

## (2) 消費者の信頼の確保

### ア リスクコミュニケーションと消費者相談への対応

#### リスクコミュニケーションの効果的な実施

食の安全に対する消費者の信頼確保を図るうえで、リスクコミュニケーション<sup>\*1</sup>は大変重要な位置付けを有するものとされている。このリスクコミュニケーションを効果的なものとするためには、参加者のテーマに対する理解度の向上が図られる必要があり、そのためには情報の適切な提供や、十分な意見交換等に努める必要がある。

内閣府食品安全委員会、厚生労働省、東北厚生局、東北農政局による3府省合同リスクコミュニケーションや東北農政局の実施する食の安全に関する少人数での意見交換会、消費者団体や食品産業事業者との意見交換会等、年間をとおして情報提供や意見交換等を実施した。また、職員のリスクコミュニケーション技術を向上させるための研修を実施するなど、効果的な実施に努めた。

今後とも、消費者が必要としている情報の把握と理解されやすいように資料を工夫するなど、事前の十分な準備を行うとともに、コミュニケーション能力の向上のための職員研修等の取組を行うことなどを通じて参加者の理解度の向上に努めていくこととしている。

#### 消費者相談等の取組

食品の安全性や表示等について消費者の関心が高まっているなか、東北農政局では、食品や食生活等に関する情報の消費者への提供、啓発活動と合わせて、消費者ニーズの的確な把握を通じた地域に密着した行政の推進に役立てるため、「消費者相談コーナー」と「消費者展示コーナー」からなる「消費者コーナー」を設置している。

「消費者相談コーナー」では、消費者等の食品の安全性等に関する問い合わせに対し、電話、FAX、Eメール等により常時対応しているほか、食料品消費モニター（19年度106名の消費者をモニターとして委嘱）から寄せられた食料品等に関する意見・相談・苦情等に対し文書等で回答を行った。19年度は、食品製造業者等による食品表示偽装事件が多発したことから、各農政事務所での消費者相談窓口も食品の安全性や衛生面及び期限表示に関する相談が多く寄せられた。19年度における消費者等からの相談件数は3,670件であり、18年度の3,695件より25件の減少となったものの、17年度の3,137件の1.17倍であった。

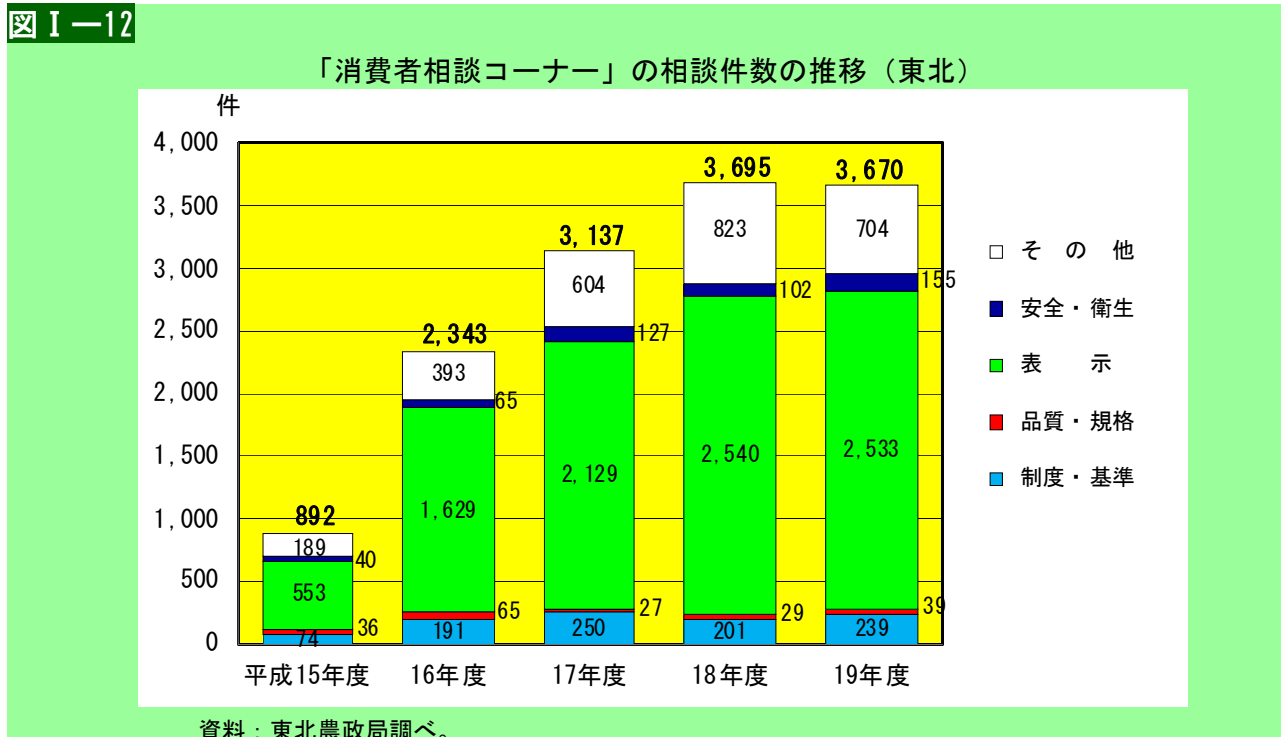
\*1 リスクコミュニケーション：リスク分析の全過程において、リスク評価機関、リスク管理機関、消費者、生産者事業者、流通、小売りなどの関係者がそれぞれの立場から相互に情報や意見を交換すること。

## I 食料自給率の向上と食料の安定供給

相談内容の内訳を見ると、表示関係では、18年度の2,540件に対し19年度は2,533件(前年比99.7%)、制度・基準関係では、18年度の201件に対し19年度は239件(前年比119.0%)、安全・衛生関係では、18年度の102件に対し19年度は155件(前年比152.0%)、品質・規格関係では、18年度の29件に対し19年度は39件(前年比134.5%)となっており、食品表示偽装事件等の影響から、表示関係の相談が依然として多く7割を占めている(図I-12)。

また、農政局職員が各地の勉強会に出向き、消費者や生産者等の食料品等に関する相談に応じる活動を行っている。

図 I -12



## ＜事例＞

### 「消費者相談コーナー」に寄せられた相談内容

Q) 小麦粉を野菜のあく抜きに用いることは、効果があるのでしょうか？

A) 野菜に含まれる、えぐ味、渋みなどの「あく」の成分は、マグネシウムやカリウムなどの無機塩類、シュウ酸、シュウ酸塩などの有機酸及びその塩類、アルカロイド、タンニンやクロゲンなどのポリフェノール類などが考えられますが、ゆでたりして「あく」をとろうとすると、「あく」だけではなく栄養成分やうま味も失われてしまいますので、短時間で手早くすませるようにするとよいでしょう。

「あく」の強いタケノコや山菜類などは、下ゆでするときにゆで汁に米ぬかや米のとぎ汁などを使うほか、小麦粉などの澱粉質のものをゆで汁に加えると、澱粉粒子がゆで汁の中で分散して沈まずに浮かんでいる状態になります。これをコロイドというのですが、優れた吸着力があって、「あく」を吸着する効果があります。

Q) 食品の期限表示である「賞味期限」と「消費期限」との違いを教えてください。

また、「賞味期限」及び「消費期限」はどのような食品に表示されているのでしょうか？

A) 「賞味期限」は、定められた方法により保存した場合において、期待されるすべての品質の保持が十分に可能であると認められる期限を示す年月日をいいます。ただし、当該期限を越えた場合であっても、これらの品質が保持されることがあるとされています。

一方、「消費期限」は、定められた方法により保存した場合において、腐敗、変敗、その他品質の劣化に伴い安全性を欠くこととなるおそれがないと認められる期限を示す年月日をいいます。

「賞味期限」は、劣化が比較的遅い食品であるスナック菓子、カップめん、レトルト食品、缶詰、ジュース、ビーフジャーキー牛乳、バターなどに表示され、「消費期限」は、品質が急速に劣化する食品である弁当、そうざい、生かき、生めん、調理パン（サンドイッチ）などに表示されます。

Q) マンゴーの栄養と効果について知りたい。

A) マンゴーはウルシ科マンゴー属の常緑高木です。インド又は東南アジア原産と言われ、熱帯及び亜熱帯地域で広く栽培されています。

マンゴーの生果は、甘くてねっとりとした食感と、適度な酸味と濃厚な香りがします。栄養価は、ミネラルとビタミン類が多く含まれ、特に免疫機能の維持や抗酸化作用があるカロテンが豊富に含まれています。また、黄色のフラボノイド色素は脂質の過酸化を抑える働きがあり、ガンや老化防止、糖尿病予防の効果も期待されています。

### 「消費者展示コーナー」での情報提供、啓発

広く地域に密着した農林水産行政の推進のため、消費者とのコミュニケーションの強化・消費者ニーズの的確な把握、積極的な対応の一環として、東北管内の農林水産行政一般に関するパネル展示や市町村の地場産品を月毎に紹介し、消費者への情報提供、啓発を行った（表 I-13）。

表 I-13

消費者展示コーナーの展示実績（平成19年度）

19年度 4月	「サンシャインシティ いわき」 福島県いわき市	温暖な気候に恵まれた地域特性を生かして、水稲、野菜、畜産等、様々な農業経営が展開され、さらに古くからの漁業基地としても知られているいわき市の新鮮で良質な農水産物やその加工品を紹介。
5月	「さわやかな 四季の風吹くまち」 山形県村山市	村山オリジナルワイン、焼酎、乾そば、名物昆布巻、バラのお菓子等の特産品を展示。初夏のさくらんぼや秋の新そば、日本有数の規模を誇る「東沢バラ公園」等の観光名所も紹介。
6月	6月は「食育月間」です 消費生活課	食育推進基本計画では毎年6月を「食育月間」と定め、重点的に運動を推進しており、食事の望ましい組合せ等を示した「食事バランスガイド」や健全な食生活実現のためのヒントを紹介。
7月	「海の恵み溢れる 北の中核都市」 青森県八戸市	B級グルメブームで話題になった「八戸せんべい汁」（南部せんべいを鍋に入れて食べる郷土料理）の他、水揚げ日本一のイカや脂ののった八戸沖のサバ等の特産品を紹介。
8月	「イーハトーブ 花巻からの贈り物」 岩手県花巻市	花巻温泉郷を含む温泉郡や霊峰早池峰山等の豊かな自然に恵まれ、宮沢賢治等の偉大な先人を育んだまちの特産品（ワイン、ヨーグルト、ホームパン、さき織）や神楽、鹿踊り等の郷土芸能を紹介。
9月	「カシスなまちを 目指して」 青森県青森市	カシスの生産量日本一を誇る青森市は、産学官一体となって栽培面積の拡大等を積極的に推進しており、農業を極力使用せずこだわりの栽培方法で丁寧に育てられた特産品カシスを中心に紹介。
10月	「新生の大地、 農業の村」 秋田県大潟村	我が国最大の干拓地として、オランダ情緒溢れる景観を有し、村そのものが観光資源となっている大潟村の広大な大地から生まれた、あきたこまち、地酒、パンプキンパイ等の特産品や村の魅力を紹介。
11月	「人と自然が共生する 躍動と創造の都市」 秋田県由利本荘市	日本海沿岸から烏海山麓に至る気象条件や標高差等の特徴を生かした四季折々の農畜水産物、加工品を紹介。おふくろ漬、きりたんぼ、ゆり根うどん、秋田由利牛カレー、プラムワインゼリー等を展示。
12月	「きりり いにしえ・ 今輝いて未来発信」 福島県会津若松市	数々の伝統の味と技が受け継がれる歴史ある会津の特産品を紹介。ゆったりとした頭の動きがなんともユーモラスでかわいらしい「赤べこ」（張り玩具）や桐製品、会津清酒、会津木綿、会津漆器等を展示。
1月	「海・山・川の 豊かな恵みに 育まれるまち 酒田」 山形県酒田市	飛魚のつゆ、地酒、お菓子、ラーメン、玉こんにゃく、獅子頭、いづめ子人形等、海・山・川の豊かな恵みを生かした酒田ならではの物産を展示。雄大な自然と文化が織りなすまちの魅力を紹介。
2月	「東北地域の農山漁村 活性化に向けて」 農村計画部	農山漁村は食料の生産の場のみならず、自然環境の保全等重要な役割を有しているが、高齢化等の進行によりその役割を十分に果たせない地域が増加していることから、農林水産省が行っている活性化に向けた様々な取組事例を紹介。
3月	「世界遺産 平泉・藤原文化 の前史を物語るまち」 岩手県奥州市	平泉世界文化遺産登録を目指しているまちの史跡や観光名所を紹介。奥州藤原氏の時代から続く鑄物、特産ハトムギを100%使用したハトムギ茶や加工品、極上の前沢牛、冷麺、羊羹等の物産品を展示。

## イ 消費者の信頼を確保するための食品表示の適正化

### 適正な食品表示を確保するための監視活動

食品表示については、東北農政局本局及び管内地方農政事務所の表示・規格課と、各県、公正取引委員会東北事務所、(独)農林水産消費安全技術センター仙台センター等の関係行政機関と連携のもと、適正な表示を確保するための監視活動に取り組んでいる。

19年度は、①生鮮食品の表示調査(3,635店)、②指定農林物資店頭調査(291店)、③特別調査(牛肉加工品及び農水産物3,340店、米穀432店)等の監視活動を行った(表I-14)。これらの調査結果及び消費者等からの情報提供により調査した結果、不適正な表示が認められた場合は立入検査等を実施し、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(以下「JAS法」という。)に基づく指示等を行った。

表 I-14

食品表示の調査件数(平成19年度)

(単位:件)

	生鮮食品の表示調査 (一般調査)	指定農林物資 店頭調査	特別調査				合計
			牛肉	農水産物	米穀	小計	
青森県	601	31	253	236	61	550	1,182
岩手県	536	36	250	214	70	534	1,106
宮城県	749	63	450	346	82	878	1,690
秋田県	527	50	267	226	68	561	1,138
山形県	489	41	306	250	74	630	1,160
福島県	733	70	300	242	77	619	1,422
計	3,635	291	1,826	1,514	432	3,772	7,698

資料:東北農政局表示・規格課調べ(20年3月末現在)。

### 消費者等からの食品表示に関する情報の収集と指導等

14年2月から東北農政局本局、各地方農政事務所及び(独)農林水産消費技術センターに「食品表示110番」を開設(東北7か所、全国65か所)し、食品の表示制度に関する質問や偽装表示等に関する情報を広く国民から受け付けている。19年度は2,863件の質問、情報が寄せられた(表I-15)。

また、買い物等の消費者の日常活動を通じて、食品表示の継続的なモニタリングと不適正な表示に関する情報提供等を得るため、食品表示ウォッチャー(19年度は東北地域で、中央ウォッチャー139名、都道府県ウォッチャー365名)を依嘱している。この消費者からの情報に基づき、食品表示の適正化に向けた調査・指導等を行っている。

表 I-15

東北農政局、管内地方農政事務所における「食品表示110番」の受付状況

(単位：件)

	18年度	19年度
情報提供	92	274
問い合わせ	2,601	2,547
提案	19	25
苦情	4	5
その他	7	12
計	2,723	2,863

(単位：件)

	18年度	19年度
生鮮食品	387	393
食肉	48	87
青果物	198	181
水産物	87	99
その他	54	26
加工食品	1,486	1,682
食肉加工品	67	107
その他	1,419	1,575
米麦	591	547
精米	478	413
その他	113	134
その他	259	241
計	2,723	2,863
全国計	16,449	24,727

資料：東北農政局表示・規格課調べ。

## ウ トレーサビリティの運用の確保

### 牛トレーサビリティ制度に基づく遵守事項の監視・指導のため立入検査を実施

13年9月牛海綿状脳症（BSE）の患畜が確認されたことから、BSEのまん延防止及び国産牛肉の信頼回復を図るため、「牛の個体識別のための情報管理及び伝達に関する特別措置法」が15年6月に公布され、生産段階は15年12月1日から、流通段階については16年12月1日から施行された。

19年度においては、巡回点検を行い牛トレーサビリティ制度の遵守事項について周知・徹底を図るとともに、立入検査による監視・指導を行った。

また、個体識別番号が適正に伝達されているかどうかを確認するため、DNA鑑定用のサンプル採取（採取検体数 1,460検体）を実施した。

### 食品トレーサビリティの導入を促進

農林水産省では、食品の事故発生時に食品の移動を追跡・遡及できるトレーサビリティの取組を促進している。食品の入出荷の記録を保存しておくことにより、食品事故発生時の原因究明や食品回収等がより迅速に行えるようになり、消費者への情報提供を充実させることも可能となる。

東北農政局では、消費者、生産者、食品事業者等のトレーサビリティに対する理解及び導入の促進を図るため、20年2月に仙台市において「食品トレーサビリティ普及啓発東北地域セミナー」を開催した。

セミナーでは、有識者によるトレーサビリティの目的と効果についての講演のほか、生産者、企業等を交えたパネルディスカッションを行った。